

3 屋内運動場

(単位：円)

使用区分		運動施設名等		伊集院総合運動公園		吹上浜公園屋内多目的広場		摘要
				伊集院ドーム		1時間につき		
				使用料	照明料	使用料	照明料	
専用使用	使用者がアマチュアスポーツに使用する場合 徴収しない場合	児童・生徒	570	1基につき	330	550		
			1,080					660
		上記以外の者	570		—	—		
			1,080		—	—		
	その他の場合		2,160	1,100	550			
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		3,230	1,650	550		
		弓道に使用する場合		3,230	—	—		
		その他の場合		6,470	3,300	550		
一部使用	フットサル	1面	児童・生徒	230	—	—		
			上記以外の者	490	—	—		
	テニス	1面	児童・生徒	150	150	270		
			上記以外の者	330	330			
	ゲートボール	1面	児童・生徒	110	110	270		
			上記以外の者	250	220			
	野球		児童・生徒	470	—	—	野球で使用する場合は、投球練習場の使用料は、無料とする。	
	上記以外の者		970	—				
	投球練習場	3人立ち	児童・生徒	330	—	—		
			上記以外の者	490	—			
	陸上練習場	全面	児童・生徒	270	—	—	陸上競技に使用する場合に限	
			上記以外の者	550	—			

		者													
		1 人につき	児童・生徒	20											
			上記以外の者	50											
上記以外のもの	全面	児童・生徒	470			330	550								
		上記以外の者	970			660									
	片面	児童・生徒	230			150	270								
		上記以外の者	490			330									
ミーティングルーム・会議室			110			110									
ミーティングルームの冷暖房料					110										
附属設備	ピッチングマシン	1台			220										
	放送施設	1式	1回につき	550		1回につき	550							2日以上にわたって使用する場合は、1日につき1回とする。	